



目次

規 則	ページ
◎高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 ( )	1
○道路の区域変更 (6件) (道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	2

規 則

高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。  
令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第113号

高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和5年高知県条例第37号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和5年12月13日とする。

告 示

高知県告示第791号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町引地字ヲク田ノ上62の2
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヲク田ノ上62の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第792号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐郡大川村小松字サメスガ谷133の24、大北川字シレイ222の20、222の21
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡横矢字アワガサコ1073番5	前	3.8	12
	後	4.3	

	後	4.9	12
		5.0	

高知県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 奥西川岸本
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町徳王子字螢3801番6	A	3.5	105
	前	13.0	
香南市香我美町徳王子字螢3797番3から香南市香我美町徳王子字螢3801番6まで	B	30.0	120
	後	59.5	
香南市香我美町徳王子字螢3797番3から香南市香我美町徳王子字螢3801番6まで	後	30.0	120
		59.5	

高知県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 後免中島高知
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高知市一宮徳谷3483番1から 高知市一宮東町一丁目3564番4まで	前	9.6 } 18.2	86
	後	10.1 } 24.0	

高知県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐一宮停車場一宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市一宮東町一丁目3416番5から 高知市一宮東町一丁目3405番1まで	前	8.1 } 8.8	80
	後	8.6 } 14.7	

高知県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高知市春野町東諸木字池ノ上5138番から 高知市春野町東諸木字池ノ上5160番1まで	前	3.9 } 12.8	293
	後	9.8 } 13.6	

高知県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野見港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市大谷字坂本189番2	前	13.6 } 21.5	14
	後	21.4 } 32.9	

高知県告示第799号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市大埔 字中屋敷	甲901番9	4.91	33.87	

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市安和土地改良区の解散を令和5年11月27日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司